



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 7ﾌﾟﾚｯﾄ根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:http://www.union-net.or.jp/roukyo/

経過

2005年 9月10日(土) 15:00～ 派遣労働ネットワーク事務局会議
14日(水) 19:00～ スタッフフォーラム理事会
20日(火) 15:30～ 労供労組協4役会議
21日(水) 16:00～ 音楽家派遣打合せ
22日(木) 19:00～ 企業組合コンピュータユニオン理事会
10月14日(金) 17:00～ 介護ユニオン連絡会
29日(土) 14:00～ 派遣労働ネットワークシンポジウム

厚生労働省要請を行います

下記の通り厚生労働省要請を行います。

日時：2005年11月21日(月) 15:00～

場所：厚生労働省13階、第2会議室

待合せ：14時50分厚生労働省1階ロビー

要請内容：要請書は以下の通り

参加ご希望の方は03-5603-7880
労供労組協、横山まで

2005年11月21日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働者供給事業関連労働組合協議会
議長 伊藤 彰 信

要 請 書

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃の労働行政の推進に心から敬意を表します。

当協議会は、労働者供給事業をおこなっている労働組合を中心に組織しています。最近は、企業組合などの事業体を設立し、労働者供給と派遣あるいは請負を組み合わせた事業展開もおこなっています。

当協議会のこのような活動のなかで、組合員の労働者としての権利の行使、社会労働保険の適用などについてさまざまな問題が生じていますので、実状を訴えるとともに、労供労働者、派遣労働者をはじめ、非正規労働者の雇用と権利を確立するために、下記のとおり要請いたします。

記

1 「非正規労働者の労働環境に関する懇談会(仮称)」の設置について

東京都労働局が昨秋実施した派遣事業主に対する労働条件自主点検結果によると、改善が必要な事業場は37.7%に及んでいます。派遣労働者や日々雇い労働者等は、雇用主あるいは使用者と労働条件や労働環境について十分に意見交換をおこなえる状況にはありません。労働関係法規の適用については定められていますが、厳正に適用がなされているか、問題なく運用されているのか、極めて疑問に思うところです。

登録型派遣労働者や日々雇い労働者等は年々増加しており、これら労働者の労働環境の改善は急務です。関係事業場の法にもとづく適正な運用を確立するため、行政、事業主、労働者で構成する「非正規労働者の労働環境に関する懇談会(仮称)」を設置し、以下の課題に取り組むこと。

労働関係法規が雇用形態ごとにどのように適用されるのか整理すること。

労働関係法規の適用ならびに運用が雇用形態ごとにどのようにおこなわれているか実態を調査すること。

労働関係法規を遵守するようにするためにどのような改善・指導等がなされるべきか検討すること。

2 日雇雇用保険の充実について

労供事業で働く者の失業認定について、その方法の改善策を検討すること。

供給・派遣で就労する労働者について日雇雇用保険を適用すること。

一般被保険者のみならず、日雇労働被保険者にも教育訓練給付制度を適用すること。

3 情報処理業界における多重派遣の禁止措置について

東京都が昨秋実施した「派遣・業務請負適正化キャンペーン」の実施結果によると情報処理業界における多重派遣の実態が明らかになっています。その中で重大違反事例として 構造的な多重派遣、一人請負派遣のふたつをあげ、ともに職業安定法第44条違反と指摘しています。

このような多重派遣を禁止するためつぎの措置をおこなうこと。

多重派遣は違法であることを情報処理業界に通知すること。

悪質な事業者を職業安定法第44条違反で刑事告発すること。

情報処理業界の多重派遣を禁止するための仕組みを確立すること。

以上

予定

2005年11月15日(火) 17:00 ~ 介護ユニオン連絡会

16日(水) 19:00 ~ 企業組合スタッフフォーラム理事会

21日(月) 15:00 ~ 厚生労働省要請

25日(金) 15:30 ~ 企業組合スタッフフォーラム第6回通常総会

27日(日)、28日(月) 労供労組協秋の学習会

30日(水) 16:00 ~ 音楽家派遣打合せ

30日(水) 19:00 ~ 企業組合コンピュータユニオン理事会

12月22日(木) 16:00 ~ 労供労組協秋の4役会議